

令和元年度 文部科学省

「広域通信制高等学校における教育の質の確保
のための研究開発事業」委託事業

調査研究課題名

「広域通信制高等学校に対する
第三者評価の在り方の研究」

[2年次研究報告]

通信制高等学校評価研究会

(はじめに)

「2年間の取り組みを終えて」

通信制高等学校評価研究会会長 賀澤 恵二

ウイツ青山高校における教育とは呼べない実態が、社会的な批判を浴びたのは、今から、三年半前であった。以降、通信制高校のあり方が問われ、やがて、文科省による通信制高校に対する点検調査が広く行われてきた。

その一方で、通信制に学ぶ生徒のために、通信制、特に広域通信制のあり方を研究するとともに、第三者機関が一定の基準を設けて評価できるよう研究会を設置しようとする動きは、ある意味必然であった。その後、通信制高校に関わる多くの先生方から様々な提案を受け、評価研究会が組織された。

研究会の活動記録にもあるように、校種を問わず、関連する多くの学校、機関訪問をして教をいただいた。

特に、私立専門学校等評価研究機構、そして、大学基準協会におかれては、ここまでの、歴史的推移や、評価基準の具体化、最終的な評価の示し方に及ぶまで、第三者評価の立場をご教授いただいた。改めて感謝の意を表したい。また、大学基準協会におかれては第三者評価を、学校教育法で定められる前の戦後すぐから行ってきており、詳細な評価基準をご教授いただいた。心より感謝申し上げます。

さて、通信制高校に、第三者の評価を！という視点から、評価制度を確立しようとするのは、じつは、困難な作業であった。なぜなら、学校教育法は、大学における第三者による学校評価の在りようを規定しているが、高校については、法的裏付けがない。あくまでも自主的に取り組む必要があり、何より、公立、私立を問わず、はたして評価を受ける高校があるのか？という不安を抱いたところである。

しかしながら、それが、杞憂であったことは、すぐに理解をした。通信制高校において、第三者による学校評価を自ら受診する高校が5校現れたことによる。いずれも、通信制高校におけるまじめな取り組みを展開しており、第三者評価についても校内でその対応を検討されていた高校であった。

この二年間を通じて、研究会の活動が一層活発になり、今年度の受審校に限らず、より多くの高校がその必要性を認めており、令和二年四月に発足する「全国通信制高等学校評価機構」に期待を寄せてもらっている。

当然ながら、ここまで私たちの研究を指導いただいた文部科学省の担当者なくして、組織の確立すら現実のものとなることはかなわなかった。同時に、研究会に参加してくれた多くの高校の先生方のご協力なしには、この研究開発すら形にならなかつたかもしれない。

通信制高校の必要性は、言うに及ばず、何より生徒保護者に信頼される教育機関としての充実を図っていく必要がある。この先、通信制高校が取り組むべき課題はますます大きくなることが予想される。それらに対応するためにも、多くの高校が、独自の教育手法を確立し、より多くの生徒が通信制で学ぶことに誇りを持てるよう全力で取り組む必要がある。

私たちは、これまでの研究成果を基礎として、通信制高校における第三者評価を、評価方法の一層の充実とともに、全ての通信制高校が第三者評価を受け、社会的信頼を勝ち得るよう一層の努力を果たしていきたい。

目 次

はじめに	P1
I 事業計画	P4
II 調査・研究	
1 研究経過	P7
(1) 研究会等	P7
① 第1回研究会	
② 第2回研究会	
③ 第3回研究会	
④ 第1回運営委員会	
⑤ 第2回運営委員会	
⑥ 第4回研究会	
⑦ 第5回研究会	
⑧ 第6回研究会・総会	
(2) 第三者評価の実施	P10
① 第三者評価実施要項	
② 評価項目・評価基準・評価の視点	
③ 評価の視点詳細	
④ 第三者評価実施スケジュール	
⑤ 現地調査	
⑥ 第三者評価委員会	
⑦ 第三者評価報告書	
⑧ 認定証交付	
2 研究の成果	P13
(1) 第三者評価システムの充実	
(2) 受審校における成果	
① クラーク記念国際高等学校	
② 並木学院高等学校	
③ 星槎国際高等学校	
④ 開志学園高等学校	
(3) 特定非営利活動法人全国通信制高等学校評価機構の設立	P14
① 設立趣旨	
② 設立総会	
③ 東京都へ認証申請	

④ 法務局へ登記	
Ⅲ 今後の課題	P16
Ⅳ 資料編	P17
資料 1 概要図	18
資料 2 2019 年度通信制高等学校第三者評価実施要項	19
資料 3 評価項目・評価基準・評価の視点	20
資料 4 評価の視点詳細	26
資料 5 自己報告書添付資料	27
資料 6 ロゴマーク及び認定マーク使用規定	29
資料 7 異議申立書フォーマット	30
資料 8 異議申立事項フォーマット	31
資料 9 クラーク記念国際高等学校第三者評価報告書	29
資料 10 並木学院高等学校第三者評価報告書	41
資料 11 星槎国際高等学校第三者評価報告書	48
資料 12 開志学園高等学校第三者評価報告書	55
資料 13 会員名簿	63

I 事業計画

- 1 団体名 通信制高等学校評価研究会
- 2 代表者職・氏名 会長 賀澤恵二
- 3 事業名 「広域通信制高等学校における教育の質の確保のための研究開発事業」
- 4 調査研究課題名 「域通信制高等学校に対する第三者評価の在り方の研究」
- 5 調査研究のねらい

中央教育審議会初等中等教育分科会高等学校教育部会」は、審議まとめ(平成26年6月)の中で、「ガイドライン等を踏まえ第三者機関が評価し、その結果について認定・公表等を行う仕組みの創設に向けた検討を進めること・・・などが必要である。」と述べている。また、広域通信制高等学校の質の確保・向上に関する調査研究協力者会議は、「高等学校通信教育の質の確保・向上方策について(審議のまとめ)」(平成29年7月)の中で「第三者評価を取り入れた学校運営改善のPDCA サイクル構築に係る調査研究等を推進していくことが必要である。」と提言している。

通信制高等学校の教育活動に関する法的規制は、生徒の置かれた条件を配慮し、全日制とは異なった措置が取られている。従って、地域の特性や生徒の興味関心・進路希望などを考慮した教育活動が幅広く実施できる一方、「高等学校教育」とはかけ離れた事例も発生し易い面もある。そうした状況を踏まえ、広域通信制高等学校に対する第三者評価制度の確立と、それによる教育の質の確保・向上が焦眉の急となっている。

本調査研究では、私立通信制高等学校による自主的な組織として、大学における「認証評価機関」に相当する第三者評価システムの構築を目指す。

6. 調査研究の内容

(1) 調査研究の概要

通信制高等学校は、勤労青年に高等学校教育を受ける機会を保障することから始まった。現在では、勤労 青年に限らず不登校経験者など全日制高等学校に通えない生徒のセーフティネットとしての役割も果たしている。そして、通信制高等学校関係者の努力により、多くの生徒が逞しく成長し社会に飛び立っている。

一方、ウィッツ青山学園高等学校の不適切な「教育活動」が社会問題となったが、その後も、一部の広域通信制高等学校において学習指導要領から逸脱した教育活動が行われていることが指摘されている。また、各広域通信制高等学校の教育活動が見えにくく、生徒の進路決定の際には、マスメディやインターネットにおける広告に頼らざるを得ないという声もある。

大学は、学校教育法等により自己評価の実施とその公表、更に、認証評価機関による認証評価を受けることが義務付けられている。しかし、通信制高等学校は、自己評価は義務づけられ、学校関係者評価の実施は努力義務となっているが、第三者機関による評価は法令上位置づけられていない。このような状況において、国や所轄庁以外に、第三者機関が各広域通信制高等学校の教育の質を評価し、各学校の教育環境改善に資するとともに、その結果を広く広域通信制高校への進学を希望する生徒・保護者に周知することが求められる。

このため、①評価項目の検討、②試験的な第三者評価の実施、③評価結果の学校運営へフィードバック、④生徒・保護者に対する情報提供、等に資する手法の研究・開発に取り組み、

その結果を分析することにより、広域通信制高等学校に対する第三者評価の仕組みの構築を目指す。（資料1 概要図）

(2) 調査研究の具体的内容・実施方法及び効果測定の方法等

本研究では、広域通信制高等学校を対象とした第三者評価の目的を広域通信制高等学校全体の教育の質の向上と生徒・保護者に正確な情報を提供することとして調査・研究を進めている。

第三者評価は、『認定機関が、対象校の教育の質を評価する』という響きがある。一方、対象校は『評価される』という思いで受け止める。大学は法令により第三者評価を受ける義務があるが、広域通信制高等学校は義務づけられていない。従って、広域通信制高等学校を対象とした第三者評価機関を設立した場合、審査を申請するか否かは各学校の自主的判断に委ねられる。従って、広域通信制高等学校を対象とした第三者評価機関を設立した時、それが機能するためには多くの学校が認定に意義を認め、自ら受審申請してくることが肝要である。

広域通信制高等学校が第三者評価を受審する際には、自校の内部事情が全て公にされるのか、予想しない事項により「不適」とか「否」などの評価が下されないか、などの不安が生じると推察する。それらの不安を払しょくし、審査委員会を信頼し、自校の教育の質の向上に役立つと認識することにより広域通信制高等学校の第三者評価が機能する。

そこで、評価研究会・審査委員会が各広域通信制高等学校とともに該当校の教育環境を評価項目・評価基準に照らして満足しているか否かを判断し、不十分な箇所があればそれを是正し、満足できる状況になったら審査・認定する、という仕組みを考えている。

昨年度は、この考えに基づいて受審校を募り、第三者評価を試行した。今年度は、この試行を踏まえ、評価項目・評価基準・評価の視点について改善を加える。また、実施要項を見直し、受審校から提出された書類の確認・評価委員会の開催・評価報告書(案)の受審校への提示・異議申し立て・異議申し立て内容の審査・認定証の交付など一連の流れを2020年1月までに終了できるよう研究を進める。更に、第三者評価報告書(フィードバック)の内容について研究を深める。

(効果測定の方法)

第三者評価の結果をホームページに公開し生徒・保護者及び社会に公表する計画であるが、その効果と課題を学校説明会に参加した生徒・保護者等を通して確認する。また、第三者評価の目的の一つに「通信制高等学校の教育の質の向上」がある。その為には、学校が第三者評価を受け入れ、受審申請してくることが肝要である。

昨年を試行時と比較して会員校数及び受審申請校数が増加傾向を示すかどうかにより本研究の成果を確認する。

(3) 調査研究計画(2019年度)

4月(研究会独自活動)

・第1回研究会：昨年度の総括と今年度の活動計画の確認

5月(研究会独自活動)

・評価項目・評価基準検討委員会：評価項目・評価基準、実施要項等の検討

6月(研究会独自活動)

- ・第2回研究会:評価基準について
 - ・NPO 法人設立準備会発足
 - ・会員拡大計画の作成
- 7月(研究委託事業・以下同様)
- ・第3回研究会: 評価項目・評価基準及び第三者評価実施要項の決定
 - ・受審校募集
 - ・評価対象校説明会
- 9月
- ・審査事務局研修
 - ・自己評価報告書提出締切り
 - ・評価担当部会の編成(3グループ)
 - ・自己評価報告書の書面審査始
 - ・自己評価報告書に関するヒアリング調査始会
- 10月
- ・自己評価報告書に関するヒアリング調査終
 - ・第三者評価現地調査
 - ・第三者評価報告書原案作成始
 - ・事務局会議
- 11月
- ・第4回研究会:第三者評価進捗状況の確認
 - ・第三者評価報告書原案完成
 - ・第三者評価委員会
 - ・第三者評価実施・報告書作成
 - ・第三者評価受審校に第三者評価報告書提示
- 12月
- ・第三者評価審査委員会
 - ・異議申し立ての審査
- 1月
- ・第5回研究会: 第三者評価進捗状況の確認
- 2月
- ・第6回研究会:2019年度活動の総括
- 3月
- ・事業完了届提出

(4) 来年度以降の見通し

2019年度の調査研究では、広域通信制高等学校の第三者評価の仕組みを実践し、成果と課題を確認する。2020年度以降は、広域通信制高等学校の第三者評価を継続的に実施していくことが重要である。それを担うために NPO 法人「通信制高等学校評価機構」の設立をめざす。その為に、以下の取り組みを進める。

- ① 通信制高等学校評価研究会(評価機構)の目標・活動について広く理解を深める。
- ② NPO 法人「通信制高等学校評価機構」が自走できるよう、会員校の拡大を図っていく。
- ③ 通信制高等学校の第三者評価システムを、時代に合致した内容となるよう常に改善に努める。

5. 事業・会計事務担当者

- ・事業担当者 事務局長 飯島 篤
- ・会計事務担当者 会計事務担当 川口敏彦

II 調査・研究

1 研究経過

(1) 研究会

① 第1回研究会

日時 : 2019年4月19日(金) 14:30 ~ 17:00

場所 : 全通研事務局

出席者 : 川平悦郎、川口敏彦、時乗洋昭、岡田 聡、神田正俊、石浜哲士、
高橋辰夫、牧野秀昭、原田啓嗣、村上 太、森 孔明、林 周剛、
長澤利弘、飯島 篤

進捗状況報告 文部科学省専門官 ・ 稲葉久美子 氏

(主な議事内容)

i 第三者評価の審査委員の追加

石原卓典氏 (元・北海道旭川南高等学校長)

福島美和氏 (神戸芸術工科大学特任教授)

ii 評価項目・評価基準・評価の視点・評価の視点詳細、所見について

iii NPO 法人設立準備会について

- ・ NPO 法人「通信制高等学校評価機構」の設立準備会を発足する。

iv 会則及び細則の一部改正について

- ・ 正会員は、学校会員及び個人会員とする。
- ・ 会費は、年額、学校会員 20,000円、個人会員 2,000円 とする。
- ・ 施行日は、2019年4月1日とする。

② 第2回研究会

日時 : 2019年6月7日(金) 14:00 ~ 17:00

場所 : 文部科学省特別会議室 (文部科学省7階)

出席者 : 賀澤恵二、川平悦郎、川口敏彦、時乗洋昭、岡田 聡、河野英俊、
神田正俊、石浜哲士、高橋辰夫、吾妻俊治、前田 豊、原田啓嗣、
森 孔明、鍵谷好徳、林 周剛、石原卓典、飯島 篤

進捗状況報告 文部科学省専門官 ・ 稲葉久美子 氏

(報告)

- ・ 文部科学省委託事業は内定通知が届き、事業計画を提出した。

(主な議事内容)

i 第三者評価システムの改正

ii 2019年度第三者評価実施要項発表、受審校募集

iii 通信制高等学校評価研究会予算案

iv NPO 法人「通信制高等学校評価機構」設立準備会

役員構成は、評価を担当する人で事務局を構成し、評価を受ける立場の学校は会員とする形で再検討する。

③ 第3回研究会

日時：2019年7月2日(火) 14:00～17:00

場所：文部科学省初等中等教育局特別会議室

出席者：賀澤恵二、川平悦郎、川口敏彦、時乗洋昭、岡田 聡、石浜哲士、
吾妻俊治、前田豊、原田啓嗣、村上太、鍵谷好徳、林周剛、飯島篤

進捗状況報告：文部科学省専門官・稲葉久美子 氏

(報告)

- ・第三者評価の受審校 5校を対象に第三者評価を実施。
- ・ロゴマーク・認定マーク使用規定
- ・評価項目・評価基準・評価の視点・詳細

(主な議事内容)

- 第三者評価報告書について 改正点の検討
- NPO 法人「通信制高等学校評価機構」設立準備会関係
 - ・設立趣旨書、約款
 - ・11月5日をNPO 法人設立総会として開催する
 - ・会費は、研究会の額を踏襲する

④ 第1回運営委員会

日時：2019年9月3日(火) 14:00～17:00

場所：全通研事務局 東京都台東区東上野 4-13-3 服部ビル2階

出席者：賀澤恵二、川平悦郎、川口敏彦、時乗洋昭、岡田 聡、神田正俊、
石浜哲士、飯島 篤

(主な議事内容)

- ・NPO 法人「通信制高等学校評価機構」認証準備
設立趣旨書、定款、役員名簿等について検討
設立総会を11月15日(金)に延期することを確認
法人設立認証申請提出書類の確認

⑤ 第2回運営委員会

日時：2019年10月30日(水) 17:00～19:00

場所：全通研事務局 東京都台東区東上野 4-13-3 服部ビル2階

出席者：賀澤恵二、川平悦郎、川口敏彦、時乗洋昭、岡田 聡、神田正俊、
石浜哲士、飯島 篤

(主な議事内容)

- ・通信制高等学校第三者評価進捗状況の確認。
第三者評価受審申請校5校中1校は資料の提出が間に合わなかったため
現地調査を中止して第三者評価は翌年度に継続審査とする。

⑥ 第4回研究会

日時：2019年11月5日(火) 14:00～17:00

場所：全通研事務局

出席者：賀澤恵二、川平悦郎、時乗洋昭、川口敏彦、石浜哲士、岡田 聡、
吾妻俊治、高橋辰夫、原田啓嗣、安田浩一、村上 太、森 孔明、
鍵谷好徳、林 周剛、柏原眞治、和泉秀雄、飯島 篤

(報告)

- ・通信制高等学校評価研究会・第三者評価の進捗状況、今後の予定

(主な議事内容)

NPO 法人関係

- ・名称を「全国通信制高等学校評価機構」とする。
- ・設立総会を11月15日(金)に延期して開催する

⑦ 第5回研究会

日時：2020年1月14日(火) 14:00～17:00

場所：全通研事務局 東京都台東区東上野4-13-3 服部ビル2階

出席者：川平悦郎、時乗洋昭、川口敏彦、石浜哲士、岡田 聡、吾妻俊治、
神田正俊、崎本淳、原田啓嗣、安田浩一、村上 太、鍵谷好徳、
林 周剛、柏原眞治、和泉秀雄、飯島 篤

(報告)

- ・認定証交付式
- ・第三者評価報告書
- ・NPO 法人関係

東京都に、「特定非営利活動法人全国通信制高等学校評価機構」設立認証申請書が収受された。

(主な議事内容)

- 2019年度通信制高等学校第三者評価について
- 評価結果の公表について

・HP への公表は、「学校の概要」と「総合評価」とする。

iii その他

全国通信制高等学校評価機構設立総会が新聞記事に取り上げられた。

・日本教育新聞（2019年11月25日・月曜日 3面）

・読売新聞（2019年12月18日・水曜日、朝刊 ぐらし・教育面）

⑧ 第6回研究会・総会

日時：2020年2月18日(火) 10:30～12:00

場所：東京ボランティア・市民活動センター A会議室

東京都新宿区神楽河岸1-1 飯田橋セントラルプラザ10階

出席者：賀澤恵二、川平悦郎、川口敏彦、時乗洋昭、吾妻俊治、石浜哲士、
神田正俊、高橋辰夫、原田啓嗣、前田 豊、村上 太、鍵谷好徳、
林 周剛、柏原眞治、和泉秀雄、飯島 篤

進捗状況報告：文部科学省専門官・坂東 樹氏
(報告)

・HPについて

4月1日以降、「全国通信制高等学校評価機構」に切り替える。

[総会]

(主な議事内容)

i 2019年度事業報告

ii 収支報告

・通信制高等学校評価研究会収支中間報告

・文部科学省委託事業収支中間報告

iii 文部科学省委託事業報告書

iv 通信制高等学校評価研究会の解散について

・2020年3月31日を以て解散する。

・残余金を「全国通信制高等学校評価機構」に寄付する。

(2) 第三者評価の実施

- | | |
|--------------------------|-----|
| ① 2020年度通信制高等学校第三者評価実施要項 | 資料2 |
| ② 評価項目・評価基準・評価の視点 | 資料3 |
| ③ 評価の視点詳細 | 資料4 |
| ④ 自己評価報告書添付資料 | 資料5 |
| ⑤ ロゴマーク及び認定マーク使用規定 | 資料6 |
| ⑥ 異議申立書フォーマット | 資料7 |

⑦ 異議申立書事項フォーマット

資料 8

⑧ 第三者評価実施スケジュール

- i 受審校募集 2019年6月20日(金)～6月26日(水)
- ii 受審校決定 2019年6月28日(金)
- iii 自己評価報告書提出 2019年9月6日(金) (資料4 添付資料)
- iv 書類審査・ヒアリング調査 2019年9月9日(月)～9月27日(金)
- v 現地調査 2019年10月9日(水)～10月24日(木)
- vi 評価委員会 2019年11月15日(金)
- vii 認定証交付 2019年12月25日(金)

⑨ 現地調査

i クラーク記念国際高等学校

現地調査 10月9日(水) 連携校現地調査 10月24日(木)

担当者 時乗洋昭、川口敏彦

ii 並木学院高等学校

現地調査 10月21日(月) 連携校現地調査 10月20日(日)

担当者 竹林宏倫、福島美和

iii 星槎国際高等学校

現地調査 10月10日(木) 連携校現地調査 10月17日(木)

担当者 川口敏彦、時乗洋昭

iv 開志学園高等学校

現地調査 10月16日(水) 連携校現地調査 10月18日(金)

担当者 飯島 篤、川口敏彦

⑩ 第三者評価委員会

日時 : 2019年11月15日(金) 13時00分～17時00分

場所 : 全通研事務局

出席者 : 森田裕介、石曾根誠一、時乗洋昭、飯島 篤

認定校 : クラーク記念国際高等学校、並木学院高等学校、星槎学園高等学校、開志学園高等学校

⑪ 第三者評価報告書

第三者評価委員会の指摘を考慮して、認定校4校の評価報告書を完成

⑫ 認定証交付

日時 : 2019年12月25日(水) 14時00分～15時00分

場所 : 全通研事務局

出席者：(事務局) 森田裕介、石曾根誠一、川平悦郎、時乗洋昭、川口敏彦、石濱哲士、本山公己、飯島 篤

(認定校) 岡田 聡、小泉 潤、高橋辰夫、前田 豊、安田浩一、尾崎達也、神田正俊、竹田隆行

来賓：文部科学省初等中等教育局参事官(高等学校担当)付
専門官 坂東 樹 氏

認定校：登録認定番号 001 号	クラーク記念国際高等学校	資料 9
登録認定番号 002 号	並木学院高等学校	資料 10
登録認定番号 003 号	星槎国際高等学校	資料 11
登録認定番号 004 号	開志学園高等学校	資料 12

2 研究の成果

(1) 第三者評価システムの充実

- ① 実施日程の改善
 - ・ 学校の活性化に繋げられる日程に改善した。
- ② 評価項目の改善
 - ・ 教育活動に即した評価項目に細分化した。
- ③ 受審申請校の増加
 - ・ 受審申請校数が昨年度の1校から5校に増加した。
- ④ 活動の理解者が広がった
 - ・ 通信制高等学校における第三者評価システムの意義が、日本教育新聞及び読売新聞で取り上げられた。

(2) 受審校における成果

① クラーク記念国際高等学校

第三者評価を受審するにあたり、本校と運営統括本部の連携強化が図られ、各地区統括及び各部会責任者の学校の管理運営と連携施設の管理運営、そして生徒支援(学習、生活、進路)に対する意識が高まった。

また、連携校においても、各連携施設が、自ら前向きに、課題の改善に努め、通信制高等学校の連携施設として、適正な運営に努めようという意識が高まった。本校が通信制高等学校の認証評価において、認定校と認められたことにより、連携校との帰属意識が高まった。

また、本校の課題や改善すべき点が明確となり、尚且つ、評価研究会の専門性の高い指導、提言等をいただき、今後の改善につなげる上で、理解が深まり、大変参考となった。

② 並木学院高等学校

第三者評価において「適」の認定をいただきましたが、各評価を精査し、さらなる質の向上を目指し改善に取り組んでいます。その中で、重点項目として挙げられるのが「学校評価」です。評価研究会に加盟後、学校評価の重要性を学ぶ事が出来ました。今年度から改善に取り組んでおり、今後は新しくなった学校評価を活かした学校改善に取り組んでいきます。

その他の改善点についても新年度に向けて取り組んでいます。なかでも「添削指導」については、全通研から情報提供のあった他校の添削事例も参考に、レポートの質と量の改善や、添削方法の改善に取り組んでいます。また、生徒の教育活動の多様化を目的に、ICT教育の充実化にも取り組んでいます。

③ 星槎国際高等学校

星槎がこれまで取り組んできた関わり合いを軸にした共感理解教育が評価されたことに、職員一同自信になりました。特に地域や専門機関と協働ですすめてきたPBL(問題解決型学習:Problem Based Learning)は、生徒自身が学び、表現活動をしてきたことから、一層の喜びになりました。これまで以上に切磋琢磨する所存です。アドバイスを頂いた添削指導及びメディア学習においても、関わり合いを深める添削と、本校独自のメディア教材作成に向けた教材研究をすすめていきます。

広域通信制であるからこそ、すべての学び場で生徒一人ひとりに向かい合い、主体的、対話的で深い学びを追求する努力と、今回評価いただいたガイドラインを参考にPDCA サイクルを再構築し、自己研鑽に努めていきます。

④ 開志学園高等学校

当校に赴任してから、常々、私立高等学校における研修に、その前に取り分け、当校での研修や研鑽が気になっていました。

当校の恥を晒すようで、恥ずかしい限りですが、研修や研鑽の機会が等閑になっていました。これでは、日々変化の激しい高校生への支援や助言、指導に、そして、刻々と変わりゆく教育活動に支障を来すのではないかと不安を感じていました。

そんなときに、第三者による評価があると知り、気持ち が動きました。しかし同時に、自らの欠点などを外部の方に評価されるということに恐れをも感じてしまいました。実際に第三者評価を受けてみた結果、すべては杞憂に終わりました。私は当然のことながら、教職員にとっても大いに刺激になり、学校にとっては教育活動を見直すこととなりました。次なるステップに向かって進む覚悟が出来ました。

(3) 特定非営利活動法人全国通信制高等学校評価機構の設立

① 設立趣旨

通信制高等学校は、憲法、教育基本法で保障された教育の機会均等の実現を目指し、1948年、勤労青年に高等学校教育を受ける機会を保障するために設置された。現在では、勤労青年の他、不登校経験者など全日制高等学校に通えない生徒のセーフティネットとしての役割も果たしている。そして、通信制高等学校関係者の努力により、多くの生徒が逞しく成長し社会に飛び立っている。一方、一部の広域通信制高等学校において学習指導要領から逸脱した教育活動が行われていることが指摘されている。

通信制高等学校の教育活動に関する法的規制は、生徒の置かれた条件を配慮し、全日制とは異なった措置が取られている。その為、地域の特性や生徒の興味関心・進路希望などを考慮した教育活動が幅広く実施できる一方、「高等学校教育」とはかけ離れた事例も発生し易い側面も併せ持っている。このような状況において、「中央教育審議会初等中等教育分科会高等学校教育部会」は、審議まとめ(2014年6月)の中で、「通信制高等学校の・・・ガイドライン等を踏まえ第三者機関が評価し、その結果について認定・公表等を行う仕組みの創設に向けた検討を進めること・・・などが必要である。」と述べている。

これらの提言を受け、通信制高等学校評価研究会は通信制高等学校の教育の質の確保・向上を目指して、大学における「認証評価制度」に相当する自主的な組織システムの構築について研究してきた。昨年度は、評価項目・評価基準、評価の視点、評価の視点詳細、など骨格となる基準を作成し、これに基づいて試験的な第三者評価を実施した。今年度は、この試行を踏まえて評価項目・評価基準等に改善を加え、本格的な第三者評価を実施している。

今後、社会的信用度を高めるとともに第三者評価を活用した通信制高等学校の教育の質保証・向上を広げるために、任意団体から一歩進んで法人格を持つことが肝要であると考え、特定非営利活動法人となることを決意した。特定非営利活動法人となった暁には、法令に即した運営・事務処理を行い、社会的な信用・信頼を得ながら健全な法人運営を行い、全国の通信制高等学校の教育の質の確保・向上を図っていく。

② 設立総会

日時:2019年11月15日(金) 10:00~12:00

場所:東京ボランティア・市民活動センター

(飯田橋セントラルプラザ 10階会議室 B)

出席者:森田裕介、時乗洋昭、川口敏彦、石浜哲士、岡田 聡、吾妻俊治、
神田正俊、川平悦郎、高橋辰夫、原田啓嗣、前田 豊、村上 太、
鍵谷好徳、林 周剛、橋田敏弘、柏原眞治、飯島 篤

挨拶:NPO 法人全国通信制高等学校評価機構理事長(予定) 森田裕介 氏
文部科学省初等中等教育局参事官(高等学校担当)付

学校改革推進室長 安彦広斉 氏

専門官 坂東 樹 氏

(公財)全国高等学校定時制通信制教育振興会常務理事 石曾根誠一

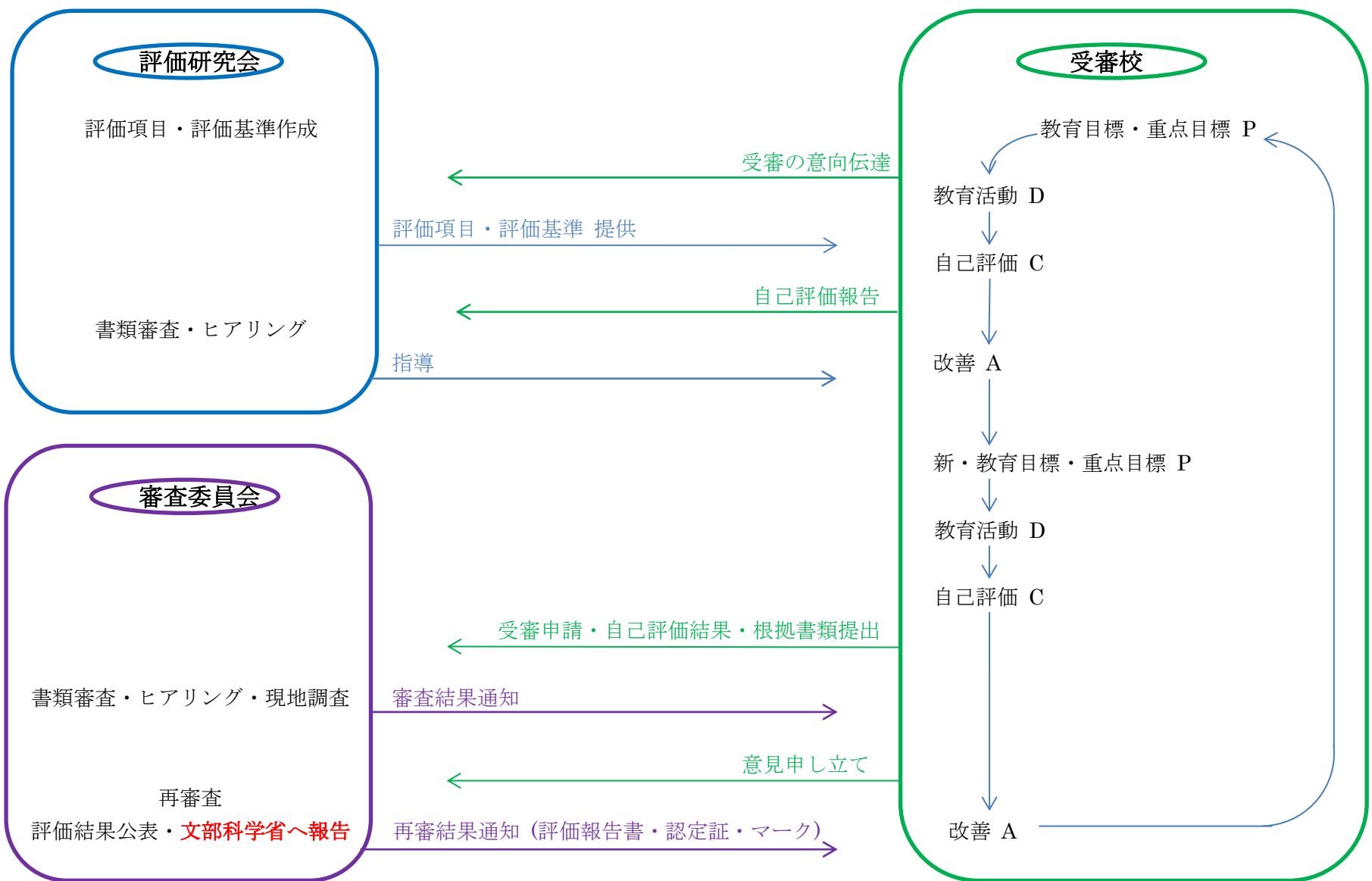
③ 特定非営利活動法人設立手続き

- i 2019年7月17日(水) 東京都主催 NPO 法人設立説明会参加
石濱哲士、飯島篤
- ii 2019年12月12日(木) 東京ボランティア・市民活動センターへ個別相談
川口敏彦、飯島 篤
- iii 2019年12月19日(木) 東京都都民生活部管理法人課 NPO 法人担当へ個別
相談
川口敏彦、飯島 篤
- iv 2019年12月27日(金) 東京都へ特定非営利活動法人設立認証申請書提出
飯島 篤
- v 2020年1月27日(月) 東京上野税務署へ営利事業に関する個別相談
川口敏彦、飯島 篤
- vi 2020年2月12日(水) 東京都からNPO 法人設立審査の結果「認証」の連絡
飯島 篤
- vii 2020年2月13日(木) 東京都へ特定非営利活動法人設立認証「補正書類」提出
飯島 篤
- viii 2020年2月17日(月) 東京都からNPO 法人として認証。
- ix 2020年2月21日(金) 東京法務局台東出張所へ登記手続きに関する個別相談
飯島 篤
- x 2020年4月1日付 登記予定

Ⅲ 今後の課題

- ① 調査の手順の詳細を明文化
- ② 評価報告書の内容・書き方の統一
- ③ 自己評価報告書の提出、書類審査、現地調査、など第三者評価の実務について余裕をもつた日程の工夫
- ④ 会員校の拡大
- ⑤ 教育の質向上に向けた研修会の実施
- ⑥ 財務処理力を強化

資料1 概要図



<p>1-7 施設・設備・ 安全管理・ 表簿管理</p>	<p>学校教育では、教育課程が効果的に実施されることが重要である。そのため、実施校において施設・設備、文書管理は適切に行われていなければならない。 また、非常事態に備え、危機管理体制も整えられていなければならない。</p>	<p>S S A A A B</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施校の校舎面積は、適正である。 ・ 法定表簿等の管理は、適正に行われている。 ・ 防災マニュアルを設定している。 ・ 防災訓練を実施している。 ・ 実施校の教育課程実施のために必要な施設・設備が整備されている。 ・ 連携施設においても、実験・実習に必要な施設・設備が整備されている。
<p>1-8 高等学校等 就学支援金</p>	<p>高等学校等就学支援金の事務は適正かつ確実に執行しなければならない。 また、生徒・保護者への高等学校等就学支援金の説明に当たっては就学支援金が学校独自の特典や授業料軽減策であるかの誤解を与えるような不適切な表示を行わないなど申請方法等を含めた適切な説明を行う必要がある。</p>	<p>S S</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就学支援金に関する事務処理は、適正に行われている。 ・ 就学支援金に関する生徒・保護者への説明は、適正に行われている。

2 教育課程

<p>2-1 教育課程の 管理</p>	<p>学校は、公教育の場である。従って、教育課程は関係法令に従い、適切に編成されなければならない。 特に、通信制高等学校においては、高等学校通信教育規程、高等学校学習指導要領、高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン等に従って、教育課程が編成し、基礎基本の確実な定着を図るとともに、生徒の進路希望実現のための質保証を行なわなければならない。 また、学びの基礎診断を活用するなどして、PDCAサイクルを活用した教育活動の改善に取り組む必要がある。</p>	<p>S S S A A A A A A A</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育課程に関する法令に即して教育課程を編成している。 ・ 学則に、学校教育法施行規則第4条に基づく必要記載事項を記載している。 ・ 単位修得及び修了の認定は、校長が、教員が行う学習評価に基づき認定している。 ・ 生徒の興味関心・進路希望に応じた教育課程を編成している。 ・ 教科・科目等の指導は、年間指導計画に基づいて実施している。 ・ 教科・科目の学習評価を実施するに当たり、評価規準を策定している。 ・ 生徒の良さを引き出し伸ばさせる教育活動を工夫している。 ・ 通信教育用学習図書等を使用している。 ・ 学びの基礎診断等を活用た、PDCAサイクルによる改善に取り組んでいる。
-----------------------------	--	--	--

資料 3

2019 年度通信制高等学校第三者評価 実施要項

通信制高等学校評価研究会

1. 目的

通信制高等学校評価研究会が定める評価項目・評価基準に基づき、第三者評価を実施し、その結果を分析する。以て、通信制高等学校の教育の質の向上を図る。

2. 対象校

2018 年度試行校 及び 2019 年度学校会員の内、希望する学校会員。

3. 実施時期

2019 年 6 月 7 日(金) ～ 2020 年 3 月 31 日(火)

4. 自己評価報告書

(別紙)

5. スケジュール

・募集期間	2019 年 6 月 20 日(木) ～ 6 月 26 日(水)
・受審校決定	2019 年 6 月 28 日(金)
・自己評価報告書提出	2019 年 9 月 6 日(金) (裏付け資料添付)
・自己評価報告書書面審査	2019 年 9 月 9 日(月) ～ 9 月 17 日(火)
・ヒアリング調査	2019 年 9 月 18 日(水) ～ 9 月 27 日(金)
・実施校及び面接指導施設視察	2019 年 10 月 1 日(火) ～ 10 月 14 日(月)
・評価報告書原案作成	2019 年 10 月 17 日(水)～10 月 19 日(金)
・評価報告書原案 瑕疵点検	2019 年 10 月 24 日(水)～11 月 8 日(金)
・審査委員会	2019 年 11 月 14 日(木) 前後
・第三者評価結果 (案) 提示	2019 年 11 月 21 日(木) 前後
・異議申立受付	2019 年 11 月 22 日(金) 前後 ～ 11 月 28 日(木) 前後
・異議申立の審査	2019 年 12 月 6 日(金)
・第三者評価結果送付	2019 年 12 月 20 日(金)
・認定証・認定マーク交付	2019 年 12 月 20 日(金)

6. 評価方法

- ① カテゴリ (中項目) 評価及び学校評価を行う。
- ② 評価の段階は、研究会の基準を満たしている場合は「適合」満たしていない場合は「否」とする。

7. 審査費用

審査費用は無料。但し、資料の準備等に係る費用は申請校の負担とする。

8. 評価の公表

- ・評価結果は、通信制高等学校評価研究会の HP 等で公表するとともに、文部科学省に報告する。
- ・学校による公表は、学校案内・学校説明会等、学校の判断による。
- ・認定マークの使用は、学校案内等自由に使用して差し支えない。

以上

資料3

評価項目・評価基準・評価の視点

軽重は、S A B の順で、S の項目は必須。 B の項目は努力目標。

1 学校運営

評価項目	評価基準	軽重	評価の視点
1-1 教職員の配置	<p>教職員の配置にあたっては、関係法令に即して、適正な教職員を配置しなければならない。</p> <p>連携施設を含めたすべての実施校教員は、専任・兼任に関わらず担当する教科の有効な教員免許を所持するなど資格要件を満たしていることは必須である。</p> <p>また、学校は、一人一人の生徒に行き届いた指導ができるよう必要な教職員を配置しなければならない。</p> <p>更に、実施校は、学校事務に支障のない事務体制が整備されていなければならない。</p>	<p>S</p> <p>S</p> <p>S</p> <p>B</p> <p>S</p>	<ul style="list-style-type: none"> 実施校の校長は、本務・兼務を問わず全ての実施校教員の免許更新を確認している。 添削指導・面接指導・試験・メディアを利用した指導等は、連携施設も含め、各教科・科目の有効な教員免許状を所持する実施校の教員が担当している。 多様な課題を抱える生徒一人一人にきめ細やかな指導ができる教員配置ができています。 *1 (評価の視点詳細参照) 養護教諭を配置するなど、生徒の養護を担当する職員を配置している。 学校事務に支障のない数の事務職員が配置されている。 *2 (評価の視点詳細参照)
1-2 教員研修	<p>直接生徒の指導に当たるのは教員である。このため、学校は、教員に研修の機会を与え、教員の資質向上に努めなければならない。</p> <p>特に、教科の指導力向上、人権意識の涵養、新たな教育ニーズを有する生徒等への対応など、教員の総合的な力量を高めるために、定期的な研修を行う必要がある。</p>	<p>S</p> <p>A</p>	<ul style="list-style-type: none"> 教員の研修計画が策定されている。 新たな教育的ニーズを有する生徒への対応等の研修が計画に組み込まれている。

<p>2-7 特別活動</p>	<p>特別活動は、生徒の人格形成を図る上で重要な役割を果たす。 従って、ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事等を充実させることは大切である。</p>	<p>S S A A A</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別活動は、卒業までに30単位時間以上実施している。 ・ メディアを活用した減免を行う場合は、学習指導要領の目的を十分に満たすよう、計画的に実施している。 ・ 生徒会活動、部活動の活性化に取り組んでいる。 ・ 社会の変化に対応し、逞しく生きていく力を身に着けるための工夫をしている。 ・ 生徒の興味・関心・特技等を伸ばす活動を工夫している。
---------------------	---	----------------------------------	--

3 生徒支援

<p>3-1 学習支援</p>	<p>未履修生徒への働きかけや習熟度別指導などによる学習支援は、生徒の学業継続と進路希望の実現に向けて重要であり、学校として生徒一人一人の教育ニーズに対応できる支援体制を構築し組織的に取り組む必要がある。</p>	<p>A A A B</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 履修未登録、学習活動困難な生徒への支援体制が整備されている。 * 8 (評価の視点詳細参照) ・ 学力に課題のある生徒への支援体制が構築されている。 ・ 進路希望に応じた学習支援体制が構築されている。 ・ 習熟度別学習などの個々の学力に応じた指導体制が構築されている。
<p>3-2 生徒支援</p>	<p>通信制高校には、不登校経験者や中途退学者、新たな教育的ニーズを有する生徒、また特別の配慮を必要とする生徒等が多数在籍している。 このため、多様な課題を抱える生徒への支援体制の構築は通信制高校において喫緊の課題であり、学校として専門機関等と連携した組織的な支援体制を構築する必要がある。</p>	<p>S A A A B</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ防止の基本方針を策定している。 ・ 不登校、中途退学などを経験する生徒や特別な支援を要する生徒への支援体制が整備されている。 * 9 (評価の視点詳細参照) ・ 特別支援教育コーディネータを指名している。 ・ 特別支援教育に関する校内委員会を設置し生徒の実態の把握と指導に当たっている。 ・ スクールカウンセラー、ソーシャルワーカー、を配置している。
<p>3-3 進路支援</p>	<p>多様な生徒が在学する通信制高等学校において、生徒の社会的・職業的自立に向けた支援を行うことは極めて重要である。 そのためには支援体制を整え、組織的であるすべての生徒に適切で公平な指導・支援を行う必要がある。</p>	<p>A A A B</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 進路支援を担当する教職員を配置している。 ・ 校内に、進路指導を担当する委員会・分掌等を設置している ・ 登校形態等が多様な学校においても、コースに関わらず、進路指導などの指導は全ての生徒に対して公平な進路指導を実施している。 ・ キャリアカウンセラーを配置している。

<p>1-3 連携施設との 関係</p>	<p>連携施設（協力校、技能教育施設、サポート校等）における教育活動は、実施校の校長の管理・監督のもとで実施されなければならない。 また、校長は、連携施設における教育活動の進捗状況を常に把握していなければならない。 更に、実施校の教育活動とそれに伴う学納金は、連携施設におけるそれと明確に区別し、生徒・保護者の誤解を生じないようにしておく必要がある。</p>	<p>A A A A A A A</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連携施設と協力・連携を行う場合は、その協力・連携内容について、連携施設の設置者と文書による取り決めを行っている。 ・ 連携施設の教員が兼務発令によって実施校の教育活動を担う場合、その教員の業務内容を契約書等で明記している。 （職員も同様） ・ 連携施設の教員が兼務発令により、添削指導・面接指導・試験等を実施する場合、実施校の方針に従って指導できるよう教育マニュアルが整備されている。 ・ 連携施設を担当する教職員を定め、定期的に訪問して教育活動の進捗状況を把握し実施校の方針が徹底するよう指導している。 *3（評価の視点詳細参照） ・ 実施校の教育活動と連携施設の教育活動を区別して、生徒・保護者に正確に説明している。 ・ 実施校の学納金と連携施設の費用について、生徒・保護者に正確に説明している。 ・ 自校の施設においても適正な管理運営がなされている。
<p>1-4 学校評価</p>	<p>学校は、自らの教育活動等について、目標を設定し、その達成状況等について自己評価を行い、その結果を公表しなければならない。 また、学校関係者評価や第三者評価を実施し、教育環境の改善を図っていく努力も必要である。</p>	<p>S S A A A A</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己評価を実施している。 ・ 自己評価結果を公開している。 ・ 学校関係者評価を実施し、結果を公開している。 ・ 第三者評価を実施し、公開している。 ・ 学校評価は、連携施設も対象としている。 ・ 学校評価結果をPDCAにより教育環境の改善に生かしている。
<p>1-5 情報公開</p>	<p>生徒・保護者の進路選択に資するために、学校の教育環境や取り組み等、学校運営が適切に把握できるよう学校評価など必要な情報を積極的にホームページ等で公開する必要がある。</p>	<p>A A</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒・保護者へ、教育環境や学校評価等に関する情報を公開している。 ・ 生徒の個人情報の管理は、適切に行われている。
<p>1-6 生徒募集</p>	<p>入学者選抜及びその結果の公表は、中学校の教育活動及び各地域の事情を考慮して適切な時期に適切な方法で行う必要がある。 また、連携施設における生徒募集は、実施校の校長の権限の下で、適切な時期に適切な方法で行われなければならない。</p>	<p>S S A A</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施校の校長の責任において可否を決定している。 ・ 編入学の場合、前籍教育機関の資格要件を確認している。 ・ 入学選抜及び結果の公表は、過度に早期に実施されていない。 ・ 転入学の場合、前籍校での学習の成果が入学後の学習に適正に活かされている。

<p>2-2 添削指導</p>	<p>添削指導は、面接指導とともに高等学校通信教育の基幹的な部分であり、関係法規に則って行われなければならない。</p> <p>教員から対面による指導を受ける機会が限定されている生徒にとって、添削指導は教科の内容を学ぶとともに学習への意欲を醸成するものであることが期待されている。</p> <p>そのためには、添削課題は計画的・系統的であるとともに、生徒の学習の状況を把握し、生徒の思考方向とつまづきを的確にとらえられるよう常に工夫し、一人一人に寄り添った添削コメントを施していくことが重要がある。</p>	<p>S</p> <ul style="list-style-type: none"> 学習指導要領に基づく標準回数確保している。 <p>S</p> <ul style="list-style-type: none"> 株式会社立については、特区内で実施している。 <p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> 1通(1回)当たりの添削課題の質と量は適正である。 *4 (評価の視点詳細参照) <p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> 添削課題の回答形式は、記述式や多肢選択式などバランスのとれた構成となっている。 *5 (評価の視点詳細参照) <p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施校は、生徒の添削課題の提出状況、面接指導の受講状況や試験結果等を適切に管理している。 *6 (評価の視点詳細参照) <p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> 年間を通して計画的に実施している。 <p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> 質問への速やかな回答ができる態勢になっている。 <p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> 生徒の学習への意欲向上を図る添削指導を工夫している。
<p>2-3 面接指導</p>	<p>面接指導は、添削指導とともに高等学校通信教育の基幹的な部分を成しているものであり、関係法規に則って行うとともに絶えず改善に努めなければならない。</p> <p>また、高等学校通信教育は、自学自習が基本となることを踏まえ、面接指導は個別指導を重視して、年間指導計画に基づき、自宅学習に必要な基礎的・基本的な学習知識について指導するとともに、個々の生徒のもつ学習上の弱点について考慮しながら、その後の自宅学習への示唆を与えるなど、計画的・体系的に指導することが大切である。</p> <p>多様なメディアを利用して行う場合は、計画的・継続的に取り入れ、高等学校教育の水準を確保する必要がある。</p> <p>また、面接指導等時間数の一部を免除する場合は、報告課題の作成等により、その成果が満足できる場合である。</p>	<p>S</p> <ul style="list-style-type: none"> 学習指導要領に基づく単位時間数を確保している。 <p>S</p> <ul style="list-style-type: none"> 時間は、1単位時間を50分として計算した時間数になっている。 <p>S</p> <ul style="list-style-type: none"> 学則に面接指導施設名が記載されている。 <p>S</p> <ul style="list-style-type: none"> 株式会社立については、特区内で実施している。 <p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> 10分の8減免をする場合、対象者を内規等で定めている。 <p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> 「実時間減免」はしていない。 <p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> 集中スクーリングを実施している場合、時間割は、原則、10分の6以上を確保している。 <p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> 更に、面接指導を集中スクーリングで行う場合は、生徒の生活、学習状況等を踏まえ、適切な時期に設定し、教科書や学習書の使い方、レポート作成方法の指導を行うなど集中スクーリングがその後の自立学習への示唆を与える機会となっている。 <p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> 常に、面接指導の改善に努めている。 <p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> 年間指導計画に基づいて実施している。 <p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> 基礎的・基本的な学習知識を指導し、自宅学習への示唆を与える内容となっている。 <p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様なメディアを用いた指導は、計画的、継続的に実施するとともに適切な水準となっている。 <p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> 学習指導要領に基づき、学習の質と量は適正である。 <p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> 連携施設で面接指導を行う場合は、施設・設備など、適切な教育環境が整えられている。 *7 (評価の視点詳細参照)

- ②4 成績評価基準（⑩記載の科目）
- ②5 集中スクーリングを実施している場合、2019、2020 年度の実施日程
- ②6 集中スクーリングを実施している場合、2019、2020 年度の時間割（日時、教室、科目、担当者が分かるもの）
- ②7 使用教科書一覧
- ②8 使用している通信教育用学習図書一覧
- ②9 シラバス（⑩記載の科目）
- ③0 教職員の研修計画
- ③1 学校関係者評価書・第三者評価書（未実施の場合はその旨を報告して下さい）
- ③2 校舎図面
- ③3 教育目標、指導の重点等の実施計画について学校として文書等を作成している場合は、その文書
- ③4 防災マニュアル（地震・津波、火災、水害。自校の所在地・事情を考慮）

(2) 連携施設関係（自校の設置している施設を含む）

- ③5 連携施設との契約書その他の連携・協力内容を定めた文書（「機構」が指定した2施設）
- ③6 連携施設職員との契約書・委嘱状等（「機構」が指定した2施設）
- ③7 連携施設における業務マニュアル（実施校が作成するなど、学校教育と関わる部分を含むもの。連携施設独自の活動に係る業務マニュアルは不要）（「機構」が指定した2施設）
- ③8 各連携施設 一覧
- ③9 連携施設の所属生徒数一覧
- ④0 連携施設のパフレット（教育活動、学納金等の説明を含む）
- ④1 連携施設の看板の写真
- ④2 面接指導を行う連携施設の校舎図面

2.訪問時に現地に備えていただく資料

- ④3 免許状の写し、免許状更新手続きの証明書類（兼務職員を含めて全教員分）
- ④4 特別非常勤講師の届出の写し
- ④5 免許外教科担任の許可に関する文書
- ④6 合格通知のサンプル
- ④7 学校教育法施行規則第28条に定める表簿
- ④8 試験問題写し（2019年度、全教科・科目）
- ④9 試験担当表（日時、教室、科目、担当者が分かるもの）
- ⑤0 集中スクーリングの出欠簿
- ⑤1 転編入生の前籍校での単位取得状況と実施校での受講登録指導（内規等）
（「機構」が指定した2施設）
- ⑤2 連携施設の入学通知のサンプル
（「機構」が指定した2施設）
- ⑤3 業務改善アンケート（教職員アンケート）

<p>2-4 試験</p>	<p>学習成果の評価とともに、学力定着度を測るものとなるよう、適切な時期に適切な内容で適切な回数実施する必要がある。</p>	<p>S S A A A</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 試験は、添削指導、面接指導の終了後に実施している。 • 株式会社立については、特区内で実施している。 • オンラインでの試験を実施する場合は、確実な本人確認や不正行為防止の仕組みが構築されている。 • 科目の特性を考慮する場合以外、自由な成果物のみで代替することはない。 • 試験の回答形式は、記述式や多肢選択式などバランスのとれた構成となっている。
<p>2-5 学校設定教科・科目</p>	<p>学校設定教科・科目の開設、実施にあたっては、年間指導計画を作成し、そのもとに適切に実施する必要がある。</p> <p>開設する学校設定科目が、学習指導要領上の教科である場合は、学習指導要領で規定されている当該教科の1単位当たりの面接指導及び添削指導の回数を満たしている必要がある。</p> <p>その内容も、単なる体験活動ではなく当該科目の目標を十分に満たすことのできる内容とする必要がある。</p> <p>また、学校設定教科の開設にあたっては安易に開設することなく、学習指導要領上の教科で対応できないかを十分に検討したうえで開設すべきであり、開設する場合においても、高等学校教育の目標及びその水準を確保し、最低でも、1単位当たり1回以上の添削指導及び面接指導の回数を設定する必要がある。</p>	<p>S A A A</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 1単位につき添削指導1回以上面接指導1単位時間以上実施している。 • 年間指導計画やシラバスに基づく、添削指導・面接指導、試験を実施している。 • 単なる体験活動の実施を単位認定するような運用とはなっていない。 • 学習指導要領に基づき、適切な水準で実施している。
<p>2-6 総合的な探求の時間</p>	<p>総合的な探求の時間は、高等学校の学習指導として他の教科・科目と同様に重要な活動であることから、連携施設の独自の活動や連携施設において連携施設の職員が行うことのないように、実施校校長の管理のもと、実施校教員が適切に行う必要がある。</p> <p>内容においても、年間指導計画を作成し、そのもとに、学習指導要領の規定を踏まえ、探究的活動を含んだ観察。実験・実習、発表や討論を積極的に取り入れる必要がある。</p> <p>このため、1単位当たり1回以上の添削指導及び面接指導の回数を設定する必要がある。</p>	<p>S S A A</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 1単位につき添削指導1回以上面接指導1単位時間以上実施している。 • 学習指導要領に基づき、適切な水準で実施している。 • 単なる体験活動とはなっていない。 • 年間指導計画やシラバスに基づく、添削指導・面接指導、試験を実施している。

資料4 評価の視点詳細

評 価 の 視 点 詳 細

	小項目 (評価の視点)	評価の視点 詳細															
1-1 * 1	・多様な課題を抱える生徒一人一人にきめ細やかな指導ができる教員配置ができています。	<p>公立高等学校の適正配置および教職員定数の標準等に関する法律 9条1項3号 (最終改正H25.11.22.) による。</p> <p>生徒数の数の区分ごとに次の数で除した数の和とする。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>生徒の数の区分</td> <td>1人～ 600人</td> <td>46.2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>601人～ 1,200人</td> <td>66.7</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,201人以上</td> <td>100</td> </tr> </table> <p>(計算例) 生徒数 657 の場合</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>$600 \div 46.2 = 12.987$</td> <td>13人</td> </tr> <tr> <td>$(657 - 600) \div 66.7 = 0.854$</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>$13 + 1 = 14$</td> <td>14人</td> </tr> </table>	生徒の数の区分	1人～ 600人	46.2		601人～ 1,200人	66.7		1,201人以上	100	$600 \div 46.2 = 12.987$	13人	$(657 - 600) \div 66.7 = 0.854$	1人	$13 + 1 = 14$	14人
生徒の数の区分	1人～ 600人	46.2															
	601人～ 1,200人	66.7															
	1,201人以上	100															
$600 \div 46.2 = 12.987$	13人																
$(657 - 600) \div 66.7 = 0.854$	1人																
$13 + 1 = 14$	14人																
1-1 * 2	・学校事務に支障のない事務体制が整備されている。	公立高等学校の適正配置および教職員定数の標準等に関する法律 12条1項4号 による。 生徒の数を400 で除した数															
1-2 * 3	・連携施設を担当する教職員を定め、定期的に訪問して教育活動の進捗状況を把握し、実施校の方針が徹底するよう指導している。	・年に1回以上訪問して指導している。															
2-2 * 4	・1通(1回)当たりの添削課題の質と量は適正である。	・添削課題の質は、当該教科科目の高等学校学習指導要領で求められる思考力・判断力を問う内容。添削課題の量は、1通(回)あたり、A4裏表3枚程度が望ましい。															
2-2 * 5	・添削課題の回答形式は、記述式や多肢選択式などバランスのとれた構成となっている。	・添削課題は、マークシート形式や択一式の問題だけでなく、記述式の課題を半分程度含むことが望ましい。															
2-2 * 6	・実施校は、生徒の添削課題の提出状況、面接指導の受講状況や試験結果等を適切に管理している。	・特に、連携施設で面接指導を実施している場合は、定期的に生徒の学習の進捗状況を把握している。															
2-3 * 7	・連携施設で面接指導を行う場合は、施設・設備を含め、面接指導を行う上で適切な教育環境が整えられている。	・連携施設において実験室や実習室が未整備の場合は、面接指導の方法を工夫したり、地域の施設を活用するなどして、面接指導の質を担保している。															
3-1 * 8	・履修登録を行わない生徒や行っても学習活動が困難な生徒への個々の実情に応じた適切な支援体制は整っている。	・家庭訪問、登校による個別指導等を実施している。 ・指導マニュアルを作成している。等															
3-1 * 9	・不登校、中途退学などを経験する生徒や特別な支援を要する生徒への支援体制が整備されている。	・専門機関と連携している。 ・校務分掌で委員会とか担当者などが定められている。等															

資料5 根拠資料

1 自己評価報告書の添付資料

※1 「学校の概要」で記述した内容に関する「根拠資料」は、別途提出して下さい。

※2 提出資料には、下記項目の該当する項目の番号 ①～⑳ を付して下さい。

※3 ① 学則は、7月30日(木)までに、全通研事務局までお送り下さい。

※4 資料 ㉓ ㉔ ㉕ 51 ㉗ は、「機構」が指定した2施設について提出して下さい。

(1) 学校の管理運営・教育課程・生徒支援に関する資料

※ 特に指定が無い場合は、2020年度の資料をご用意ください。

- ① 学則(全文)
- ② 組織図
- ③ 学校要覧
- ④ 生徒便覧
- ⑤ 校務分掌表
- ⑥ 校内規定(規定類集)
- ⑦ 入試要項(募集要項)
- ⑧ 入学の手引(授業料や高等学校就学支援金に関するものを含む)
- ⑨ 生徒募集パンフレット(学校案内)
- ⑩ 入試日程、試験日程一覧
- ⑪ 事務処理規定・業務マニュアル
- ⑫ 年間行事予定(教職員用)
- ⑬ 教員一覧表(2018、2019、2020年度)
(兼務教員を含む。所属サテライト、所有免許状、担当教科がわかるもの)
- ⑭ 教育課程表(2018、2019、2020年度、1年次から3年次まで各年次に配当された教育課程表)
- ⑮ 2018、2019、2020年度の開設科目及び履修した生徒した生徒数一覧(全サテライト施設を含む)
- ⑯ 各教科・科目の年間指導計画
(国語総合、数学Ⅰ、科学と人間生活、生物基礎、化学基礎、総合的な学習の時間、学校設定教科・科目、特別活動の全回数分)
- ⑰ 各教科・科目の添削課題(⑯記載の科目の全回数分)
- ⑱ 各教科・科目の添削指導のサンプル(⑯記載の科目、正答率60～80%程度の提出報告課題に添削が
なされたもの。生徒に配付している解説プリントの写し等、各科目2点以上、)
- ⑲ 各教科・科目の面接指導案(⑯記載の科目)
- ⑳ 各教科・科目の試験問題(⑯記載の科目)
- ㉑ 多様なメディアを複数利用して行う学習に関して面接指導を8割減免する場合、対象生徒についての内規等。
- ㉒ 多様なメディアを利用して行う学習に関する生徒の報告書の様式等、学習成果の確認方法が分かる資料(科目によって確認方法、様式が異なる場合は、⑯記載の科目。)
- ㉓ 多様なメディアを利用して行う学習に関する報告課題のサンプル(⑯記載の科目。科目毎に生徒が1年間に提出したもの)

ロゴマーク及び認定マーク使用規定

通信制高等学校評価研

究会

(ロゴマーク)

- 1 通信制高等学校評価研究会(以後、本会と称す)のロゴマークは、通信教育の双方向性を表した「⇔」、及び、evaluation(評価)、education(教育)の頭文字「e」をモチーフとした図1に示すマークとする。
- 2 ロゴマークを使用できるのは、研究会が発行する文書・刊行物と、「運営委員」の名刺とする。
- 3 会員は、本会の会員であることをホームページ、学校案内等や名刺等に掲示することができるが、ロゴマークは使用できない。

(認定証・認定マーク)

- 4 会員校が、本会による第三者評価を受審し、「評価基準」に適合していると認定された時は、認定証及び認定マークを交付する。
- 5 認定マークは、本会ロゴマークに「認定」の文字及び認定期間を付した図2に示すマークとする。
- 6 認定された高等学校は、この認定証及び認定マークをホームページや学校案内等に掲載することで、通信制高等学校評価研究会から教育活動の質が

保証されていることを広く社会にアピールし、学校の活性化に活用することが
できる。

- 7 認定マークは図2とするが、紙面の状況により図3又は図4を使用しても良い。
図3又は図4を使用する場合は、評価研究会事務局まで刊行物の見本を郵送する
ものとする。

年 月 日

異議申立書

通信制高等学校評価研究会

会長 賀澤恵二 様

学校法人

校長

学園
高等学校
印

2019年 月 日付け「2019年度 通信制高等学校評価研究会第三者評価報告書」による評価結果について、下記の通り異議を申し立てます。

記

1. 申し立て事項

別紙のとおり。(件数 件)

2. 担当者

職

氏名

連絡先

以上

異 議 申 立 事 項

1 異議申し立ての対象とする項目と内容

中項目

内 容

2 異議申し立ての理由

3 添付資料

①

②

③

2019年度 通信制高等学校第三者評価

評 価 報 告 書

学校法人創志学園

[クラーク記念国際高等学校]

[通信制課程]

2019年12月25日

通信制高等学校評価研究会

提出された各種資料及び2019年10月20、21日に実施した現地調査の結果、貴校通信制課程の評価は次の通りとなりました。

学校概要

並木学院高等学校(以下、当該高等学校という)は、1969年2月に学校法人英数学館(準学校法人)設立許可を受けた後、2003年4月に準学校法人から学校法人への組織変更を認可され、翌2004年4月に通信制高等学校として広島県広島市に開校された。2019年5月1日現在、469人の生徒が在籍し、教職員は63人である。

教育目標及び指導の重点は「凡事徹底“当たり前の事が、当たり前ができる”人づくりを目指し、社会に適応できる人間の育成」である。

学校の特色としては

- ①選択できる多様なコースの設定
- ②関連校入試制度の設定
- ③専門学校、各種学校との連携による、専門的な学習の実施を、挙げている。

当該高等学校は、登校することに自信が持てないが、高校生活を経験したいという生徒が多いことから、通学型を主軸とした当該高等学校の取り組みが広く評価されていることが証左されている。更に、生徒の要望から生まれた多様なコースを設置し、生徒がより自由かつ積極的に学習活動に取り組む教育課程の編成も当該校の特色である。

多様なコース設置以外の特徴としては、日々の学校生活に重点を置いた取り組みを行い、日々の挨拶から清掃活動に至るまで、きめ細やかな学習活動を実践している。更に、このような日々の取り組みに加え、面接指導においても、長年通信制教育に携わっている教職員が作成した独自のプリントを用いるなど、様々な工夫が見られる。

更に、今年度9月からは、通信制教育実施地域を従来の兵庫県以西の西日本全域から日本全国・海外へと拡大した。

2019年度 通信制高等学校第三者評価

評 価 報 告 書

学校法人 英数学館
[並木学院高等学校]
通信制課程

2019 年 12 月 25 日

通信制高等学校評価研究会

提出された各種資料及び2019年10月20、21日に実施した現地調査の結果、貴校通信制課程の評価は次の通りとなりました。

学校概要

並木学院高等学校(以下、当該高等学校という)は、1969年2月に学校法人英数学館(準学校法人)設立許可を受けた後、2003年4月に準学校法人から学校法人への組織変更を認可され、翌2004年4月に通信制高等学校として広島県広島市に開校された。2019年5月1日現在、469人の生徒が在籍し、教職員は63人である。

教育目標及び指導の重点は「凡事徹底“当たり前の事が、当たり前ができる”人づくりを目指し、社会に適応できる人間の育成」である。

学校の特色としては

- ①選択できる多様なコースの設定
- ②関連校入試制度の設定
- ③専門学校、各種学校との連携による、専門的な学習の実施を、挙げている。

当該高等学校は、登校することに自信が持てないが、高校生活を経験したいという生徒が多いことから、通学型を主軸とした当該高等学校の取り組みが広く評価されていることが証左されている。更に、生徒の要望から生まれた多様なコースを設置し、生徒がより自由かつ積極的に学習活動に取り組む教育課程の編成も当該校の特色である。

多様なコース設置以外の特徴としては、日々の学校生活に重点を置いた取り組みを行い、日々の挨拶から清掃活動に至るまで、きめ細やかな学習活動を実践している。更に、このような日々の取り組みに加え、面接指導においても、長年通信制教育に携わっている教職員が作成した独自のプリントを用いるなど、様々な工夫が見られる。

更に、今年度9月からは、通信制教育実施地域を従来の兵庫県以西の西日本全域から日本全国・海外へと拡大した。

総合評価

適

学校運営に関しては、教育活動を行うにあたり十分な教職員が配置されており、教員免許状の管理も適切に行なわれている。また、協力校との関係も、学則に基づいて指導体制が整備されている。

生徒募集は校長の責任において適確に実施されており、学校施設の整備、表簿等の管理もしっかりとなされている。教育課程に関しては、法令等に則しており添削指導・面接指導・定期考査・特別活動の年間指導計画に基づいた内容となっている。また、生徒の要望に応じるかたちで、様々なコースを設置するなど、多様化する生徒への配慮が十分なされている。

生徒支援においても、日頃から生活指導に力を入れ、学習支援・生活支援・進路支援も充実している。ここ数年、教育実習を希望する卒業生が増えていることから、日頃からの教職員の努力が垣間見える。

今後は、学校評価等を通じ、生徒・保護者への各種アンケートを踏まえた、更なる教育活動の充実を図り、独創性に溢れた通信制高等学校として大きな飛躍が図れると考える。

観点別評価

1 学校運営

1-1 教職員の配置

適	学校長による教員の免許状取得状況及び、更新の管理等が適切に行われており、添削指導・面接指導・定期考査等、生徒一人一人へのきめ細やかな指導ができる教員配置がなされている。また、事務職員も適正配置の人数となっている。引き続き、各教員の更新時期等、免許状の管理を適切に行ってほしい。
---	--

1-2 教員研修

適	年間を通じての研修計画を作成し校内研修に取り組んでいる。また、外部の高校教員を対象とした研修会にも積極的に教員を派遣し、教員の資質の向上に努めている。 今後、新たな教育ニーズを有する生徒への対応についても広く外部の研修会に参加することを期待したい。
---	---

1-3 連携施設との関係

適	実施校から、連携施設に担当教員を派遣し、日々の教育活動に取り組んでいる。また、各学期に1～2回、学校長と教頭が現地に赴き、情報交換や研修会を実施していることは評価できる。現在、連携・協力にあたっては業務内容を口頭で説明し、契約書を交わしているが、今後は業務内容も契約書に明記してほしい。
---	---

1-4 学校評価

適	教科、クラス担任、教務部、生活指導部、進路指導部など校務分掌毎に一年間の総括を行い、その結果を総合的に分析して自己評価を行い翌年の教育活動の改善に生かしている。 今年度は、個々に行ってきた分掌ごとの評価を統一して実施することとし、「並木学院高等学校2019年度学校評価実施要項」として整備している。今後学校評価、第三者評価を充実させ、教育活動の更なる改善にいかして欲しい。
---	---

1-5 情報公開

適	ホームページ、学校機関紙等を通して、学校の様子や教育環境等について広く情報を公開している。今後は学校評価、自己評価、第三者評価を実施するなかで、各種アンケート結果も公表し、学校理解がなお一層図れる取り組みを進めてほしい。
---	--

1-6 生徒募集

適	入学選抜の可否は実施校の校長の責任において決定している。 また、各都道府県の高校入試日程にも配慮した入試日程を組んでおり、学期ごとの転編入生の入学についても、前籍校の履修単位や修得単位数、在籍期間も入念に確認するなど、適切な体制ができている。
---	--

1-7 施設・設備・安全管理・表簿管理

適	<p>法定管理簿等の管理は適切に行われている。</p> <p>校舎面積は、高等学校通信教育規程、第8条の規定以上 5,611.7 m²であり、基準を満たしている。防災マニュアルも作成されており、年1回程度の防災訓練も実施されている。</p> <p>体育実技の授業は近隣の施設を借用して対応しているが、今後は、連携施設によって差異が生じないように、授業の工夫や体育施設の整備に努めてほしい。</p>
---	---

1-8 高等学校等就学支援金

適	<p>高等学校等就学支援金の説明は、入学時に生徒・保護者に対して広島県が作成している案内により行っている。また、高等学校等就学支援金に関する事務処理も適正に行われており、授業料は、国による支援金支給の決定後に差額を徴収している。</p>
---	--

2 教育課程

2-1 教育課程の管理

適	<p>教育課程に関する法令に則し、生徒の興味関心・進路希望に応じた教育課程の編成がなされている。学則も学校教育施行規則に基づいたものとなっており、単位修得・履修終了の認定は、内規に基づいた教員の学習評価をもとに校長が行っている。</p> <p>また、教科・科目等の指導も生徒に分かりやすく、長所を伸ばす工夫がなされており、適切な年間指導計画のもと、独自のネット教材(〇〇ネット)を活用した教育が行われていることは評価できる。</p>
---	--

2-2 添削指導

適	<p>学習指導要領に基づいた標準回数が確保されており、年間を通じ、計画的に実施されている。</p> <p>1回あたりの質は適正であり、課題内容も学び直しを図りながら、高度なものに繋がるような工夫がなされている。</p> <p>量に関しては、生徒の実態を踏まえ、更なる工夫を期待したい。</p> <p>生徒の課題提出状況・面接指導の受講状況・試験結果のデータ管理も適切に行われている。</p>
---	---

2-3 面接指導

適	<p>学則に記載された指導施設で実施され、学習指導要領に基づいた単位時間数が確保されており、1単位時間も50分としている。</p> <p>面接指導の内容は、基礎的・基本的な学習知識を指導するなかで、生徒との質疑応答の時間をもち、各教科担当教員が丁寧かつ楽しい授業を展開している。</p> <p>実験や実習の実施については、今後更なる工夫に努めてほしい。</p>
---	--

2-4 試験

適	<p>添削指導・面接指導終了後に適切に実施されている。また、定期試験は、1・2学期の中間試験、期末試験、3学期の学年末試験と年5回実施していることは評価できる。通学コース生には考査後の解説等の指導も丁寧に行われている。</p> <p>今後は通信コースの生徒への考査後の指導方法の工夫にも努めてほしい。</p> <p>また、科目の特性を考慮した成果物のみを試験に代替することも、オンラインでの試験も実施していない。</p>
---	--

2-5 学校設定教科・科目。

適	<p>「史跡めぐり abc」と「英会話 abc」が学校設定科目となっている。「英会話 abc」は短期海外留学生について海外の学校と提携し、単位認定していたが、近年短期留学希望者がおらず、現在は実施していない。「史跡めぐり abc」は主に規定の単位数を全て修得した3年生が、教養を深めるために履修しており、人気も高い。各学期に a,b,c の3講座が開講され1単位につき添削指導1回以上、面接指導1単位時間以上実施しており、2018年度では1学期に原爆資料館(a,b,c)、2学期に縮景園(a,b,c)、3学期に広島城(a,b,c)を開講し、現地に直接赴き学習活動を展開した。座学だけでなく、広く教養を深めることに取り組んでいることが評価できる。</p>
---	--

2-6 総合的な探求の時間

適	<p>単位数が4単位、1単位あたりの添削指導が2回、面接指導も2回と学習指導要領に記載されている添削指導1回以上、面接指導回数1単位時間以上という条件が十分に満たされている。特に、1・2学期に各2回、3学期に1回(1回2単位時間)の講座のうちから、生徒が興味関心のある内容を選択できるようになっている。2018年度では1学期に「租税教室」と「高校生のためのファイナンス講(家計管理)」、2学期に「高校生のためのファイナンス講座(金融トラブル)」と「世界情勢(世界がもし100人の村だったらを教材に使用)」、3学期に「世界経済(貿易ゲームを教材にしよう)」の講座が展開された。</p> <p>また、年間指導計画に則した添削指導・面接指導が適切に実施されている。</p>
---	---

2-7 特別活動

適	<p>卒業までに30単位時間以上実施されており、始業式・終業式、宿泊研修などに加え、生徒が選択できる活動もある。1学期、2学期に各2回(1回は2単位時間)実施され、2018年度は1学期に「進路合同説明会」と「交通安全教室(二輪車の交通ルール・マナー)」、2学期に「携帯安全教室(携帯電話に潜む危険性と安全な利用方法)」と「交通安全教室(二輪車の交通ルール・マナーと交通安全意識の向上)」が、年間指導計画に則して実施された。</p>
---	---

3 生徒支援

3-1 学習支援

適	<p>学校独自のネット教材(〇〇ネット)を作成し、約 4,000 講座を有していることは高く評価できる。生徒たちは個々のニーズに合わせて、各教科の学び直しに利用したり、大学への受験勉強に活用したりしている。常に生徒の自主的な学習活動を支援していることが評価できる。全生徒に ID とパスワードを配布し、生徒はパソコン・タブレット・スマートフォンを利用して視聴している。</p> <p>各教科のレポート作成に当たっては、個々の生徒の質問等に生徒自身の学習理解度に応じた回答を行い、生徒が意欲を持って学習できるようサポートしている。</p>
---	--

3-2 生活支援

適	<p>いじめ防止の基本方針が策定されており、日頃の生活指導においては、挨拶、清掃活動、言葉使いなどの基本的な生活習慣を身に付けさせる取り組みに力を注いでいる。生徒指導にも重点を置き、生徒が卒業後、社会人として立派に成長していけるよう日々努力を重ねている。</p>
---	---

3-3 進路支援

適	<p>生徒が気軽に進路相談できるよう、生徒談話室に様々な進路指導や受験勉強用の書籍を設置している。進路に関する相談には、各担任が応じている。</p> <p>また、通学コース生には自分たちの教室があるが、通信コース生にはないので、談話室が通信コース生の憩いの場所にもなっている。</p>
---	--

2019 年度 通信制高等学校第三者評価

評 価 報 告 書

学校法人 国際学園

[星槎国際高等学校]

通信制課程

2019 年 12 月 25 日

通信制高等学校評価研究会

提出された各種資料及び2019年10月16、18日に実施した現地調査の結果、貴校通信制課程の評価は次の通りとなりました。

学校概要

開志学園高等学校（以下、当該高等学校という）は、2001年8月に設置認可され、2002年4月に新潟県内16番目の私立高等学校として新潟市に開校した。設置者はNSGホールディングスを持ち株式会社とする学校法人大彦学園で、連携施設は、福島県郡山市に所在する国際アート&デザイン大学校高等課程の1施設である。

通信制独立校で設置学科は単位制・普通科。選択科目群を選択フィールドと称して「マンガクリエイト」「デザイン」「男子硬式野球」「進学実践（英語）」などの多様な選択フィールドを設置している。

在籍生徒数は2019年8月1日現在714人で、教職員数は77人である。

建学の精神は、「21世紀に必要な新しい高校の創造」で多才な生徒の個性・能力を最大限に伸ばしていくことを第一義としている。

教育理念は、「個性の力は無限大」とし、教育目標、指導の重点は、①自己の個性を磨き、真理のもとで自己実現できる人間の育成。②変化に対し前向きに対応できる人間の育成。③相手の個性、人格を尊重し、協力し合える人間の育成。④明るく自由な学園生活および社会の形成者たる人間の育成。を挙げている。

学校の特色は、① 選べる学習形態（週4日コース、週2日コース、週1日コース、専門学校連携コース）
② 選択フィールド授業で多様な分野の専門的な内容が学べる ③ NSGグループの大学、専門学校、各種スポーツ団体などが選択フィールド授業を中心にバックアップしている を挙げられる。

登校型学習スタイルは、午前中は全員共通の普通科目を中心に、午後は興味・関心・希望進路に応じた選択フィールドの科目を学習している。

選択フィールドは、以下の4分野が設置され半年ごとに変更することも可能である。

- ・文化芸術分野（マンガクリエイト、デザイン、ファッション、メイク・ネイル）
- ・音楽エンタテインメント分野（ヴォーカル、ギター、ベース、ドラムス、ダンス）
- ・スポーツ分野（男子硬式野球、バスケットボール、柔道、空手・テコンドー）
- ・実務・進学分野（IT、進学実践、キャリアデザイン）

総合評価

適

すべての観点において満足できる取り組みを行っているとは評価できる。
特に、個別生徒への支援体制と、それを支える教職員の配置と研修体制は高く評価できる。
また、生徒の能力を伸ばすためのプロジェクト学習や星槎オリンピックなども評価できる取り組みである。
特に、SAAB(Seisa Asia Africa Bridge)という教育活動で「アジアとアフリカの懸け橋に」をコンセプトに行っている異文化交流は他にない取り組みとして高く評価できる。
今後は、生徒個々が持つ能力を一層伸長・深化させる教育活動の展開を期待したい。

2019 年度 通信制高等学校第三者評価

評 価 報 告 書

学校法人 大彦学園

[開志学園高等学校]

通信制課程

2019 年 12 月 25 日

通信制高等学校評価研究会

提出された各種資料及び2019年10月10、17日に実施した現地調査の結果、貴校通信制課程の評価は次の通りとなりました。

学校概要

「社会に必要とされることを創造し、常に新たな道を切り開き、それを成し遂げる。」を建学の精神として、1985年に学校法人国際学園を設立し、1999年北海道芦別市に星槎国際高等学校を開校した。

以降、「困難な場面において、相手を想い、笑顔と勇気を持って立ち向かう強い心の育成。」を教育理念として教育活動を展開し、令和元年8月現在、在籍者数5,224人、24の学習センター(面接指導施設)と35の技能教育施設を持つ広域通信制高校として高い成果を上げている。

特に、星槎グループが長年取り組んできた「個を尊重する」教育は、現在様々な学校で実践されているインクルーシブ教育を先取りする教育活動であり、様々な試行錯誤を通して、独自の手法を生み出している。

中でも、付帯教育事業として展開している「適応指導教室」は個別の教育的ニーズを抱えている中学生への支援の場として大きな成果を上げている。

また、生徒個々の興味関心や能力を伸ばすための取り組みとして、プロジェクト学習、インターンシップ、芦別における集中スクーリングなどを行っており、星槎オリンピックなどでその成果を発表している。

また、女子サッカー部が全日本女子サッカー選手権で全国優勝するなど部活動にも力を入れている。

学校の特色としては、

①人との繋がりを学び、相手を認め自分の役割を理解し、社会に巣立って行く力を養う「共通理解教育」

②「3年間まるごと進路指導」という観点で実践している、個々の特性を尊重する多様な学習プログラムである「特別な支援」の提供

③コミュニケーション能力や生活習慣の確立を学習するとともに、「自らの力で課題を解決すること」や「必要な場合は他者の支援を要請する」といった、自立に向けての基本的事項を総合的・体験的に実践する「SST(社会技術トレーニング)」があげられる。

総合評価

適

学校運営に関しては、教職員の配置は在籍生徒数に対して十分であり、教員免許の管理も適切に行われている。特に養護教諭の配置は評価できる。学校評価、情報公開は更なる充実が望まれる。生徒募集・施設設備・表簿管理も適切におこなわれている。安全管理については、担当する委員会を設けて避難訓練等実践的に行われている。就学支援金の保護者等への説明も丁寧に行われている。

教育課程に関しては、関係法令に即して編成されており、学校設定教科・科目により生徒の興味・関心・進路希望を考慮した多様な学習ができるよう工夫されている。添削指導、面接指導、試験も適切に行われており、特に在宅性の面接指導時間は多様なメディアによる減免を必要としない時間数で実施されており高く評価できる。総合的な探求の時間、特別活動についても適切に指導されている。

生徒支援に関しては、放課後の特別補習授業や習熟度別授業を取り入れ、学習活動が困難な生徒への対応として不登校支援推進係を設置していることは高く評価できる。

落ち着いた学習環境づくりでは、いじめ防止の基本方針を策定して、いじめ対策係や特別支援教育コーディネーターを中心に職員全体で取り組んでいる。

また、進路指導部に就職担当と進学担当を配置してそれぞれの進路希望に応じた進路支援を行っている。

今後、生徒の個性をさらに伸長する教育課程を工夫し、教職員の指導力を向上させるなど教育環境改善・充実を図ることにより、教育理念である「個性の力は無限大」の具現化が期待できる。

会 員 名 簿

通信制高等学校評価研究会

	役 職	氏 名	所 属
1	運営委員（会長）	賀澤恵二	NHK学園高等学校統括校長
2	運営委員（副会長）	川平悦郎	全通研事務局長
3	運営委員（事務局長）	* 飯島 篤	元・東京都立上野高等学校校長
4	運営委員（会計）	* 川口敏彦	元・青森県立北斗高等学校校長
5	運営委員（監事）	* 竹林宏倫	元・兵庫県立青雲高等学校教頭
6	運営委員（評価項目・基準）	* 時乗洋昭	元・神奈川県立横浜修悠館高等学校校長
7	運営委員（広報）	岡田 聡	クラーク記念国際高等学校副校長
8	運営委員（フィードバック）	神田正俊	開志学園高等学校校長
9	運営委員（認定証・マーク）	石浜哲士	NHK出版株式会社編集長
10	運営委員（認定証・マーク）	佐々康浩	綾羽高等学校校長
11	会員（第三者評価審査委員）	石原卓典	元・北海道旭川南高等学校校長
12	会員（第三者評価審査委員）	福島美和	神戸芸術工科大学特任教授
13	会員（評価項目・基準）	高橋辰夫	並木学院高等学校校長
14	会員（評価項目・基準）	吾妻俊治	東海大付属望星高等学校校長
15	会員（評価項目・基準）	前田 豊	星槎国際高等学校校長
16	会員（評価項目・基準）	原田啓嗣	目黒日本大学高等学校部長
17	会員（評価項目・基準）	村上 太	村上学園高等学校校長
18	会員（評価項目・基準）	森 孔明	相生学院高等学校校長
19	会員（評価項目・基準）	鍵谷好徳	北海道芸術高等学校教育顧問
20	会員（評価項目・基準）	林 周剛	八洲学園高等学校校長
21	会員（評価項目・基準）	長澤利弘	一ツ葉高等学校教頭
22	会員（評価項目・基準）	橋田敏弘	福智高等学校校長
23	会員（評価項目・基準）	柏原眞治	並木学院福山高等学校校長
24	会員（評価項目・基準）	和泉秀雄	向陽台高等学校校長
25	特別会員	* 平田 裕	NHK学園高等学校副校長
	研究協力者（第三者評価評価委員）	森田裕介	早稲田大学 人間科学学術員准教授
	研究協力者（第三者評価評価委員）	石曾根誠一	(公財)全国高等学校定時制通信制教育振興会代表常務理事

*印 文部科学省広域通信制高校に関するアドバイザー